

事業系ごみ減量のしおり

事業所の皆様へ

— 長岡京市からのお願い —



ごみの減量・再資源化にご協力を！！



— 目次 —

事業系ごみとは	P 2
長岡京市のごみの現状	P 4
ごみ減量のメリット	P 6
Q & A	P 7
大規模事業所の皆様へ	P 8

“環境の都”長岡京
環境業務課

事業系ごみ(事業所から排出されるごみ)とは

家庭から出るごみと区別して、会社やお店などから出る事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系ごみといいます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業系ごみは下の図のとおり分類されています。

事業活動とは店舗、事務所、工場などの営利を目的としたものだけでなく、病院、学校、官公署などの公共サービスも含まれます。また、個人事業主の方なども対象となります。

事業系一般廃棄物

店舗、事業所、事務所、工場、病院など



事業所から事業活動に伴って排出されるもののうち産業廃棄物以外のもの

産業廃棄物



事業所から事業活動に伴って排出されるもので、法律に定める20種類のもの

産業廃棄物の種類 とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。

種類	主な内容
1 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰
2 汚 泥	廃水処理の余剰汚泥、製造工程からでた汚泥
3 廃 油	動植物油、鉱物性油、廃溶剤、洗浄用油、潤滑油
4 廃 酸	硫酸、塩酸等の酸性廃液
5 廃アルカリ	ソーダ液、写真現像液等のアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、合成繊維くず
7 ゴムくず	天然ゴムくず
8 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず
9 ガラス、コンクリート及び陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず
10 鉱 さ い	高炉、電気炉等の残さい、不良鉱石
11 がれき類	工作物の除去等によって生ずるコンクリート破片、レンガ
12 ばいじん	集じん施設によって集められた灰

種類	主な内容
13 紙 く ず	建設業、パルプ製造業、紙製造業、製本業等から出る紙くず
14 木 く ず	建設業、パルプ製造業、木製品製造業等から出る木くず
15 繊維くず	建設業、繊維工業から出る天然繊維くず
16 動植物性残さ	食品製造業等から出る魚・獣のあらなどの動物又は植物の固形不要物
17 動物系固形不要物	と畜場・食鳥処理場から出る骨・肉等の固形不要物
18 動物のふん尿	畜産農業から出る動物のふん尿
19 動物の死体	畜産農業から出る動物の死体
20 その他	以上19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの。

一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処理してね



産業廃棄物に関するお問い合わせは
 山城広域振興局健康福祉部 乙訓保健所 ☎075-933-1151

事業所から排出されるごみは、 自ら処理する責務があります

事業活動から出るごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第三条）」、「長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（第四条）」において、事業者が責任をもって処理することが定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （事業者の責務）

- 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

以下の行為は犯罪です！！

 不法投棄は犯罪です！



ごみをみだりに道路や空地などに捨てることは法律で禁止されています。

 野外焼却は犯罪です！



ごみを野外や簡易焼却炉で焼却することは一部の例外を除き法律で禁止されています。

📣 罰則があります。

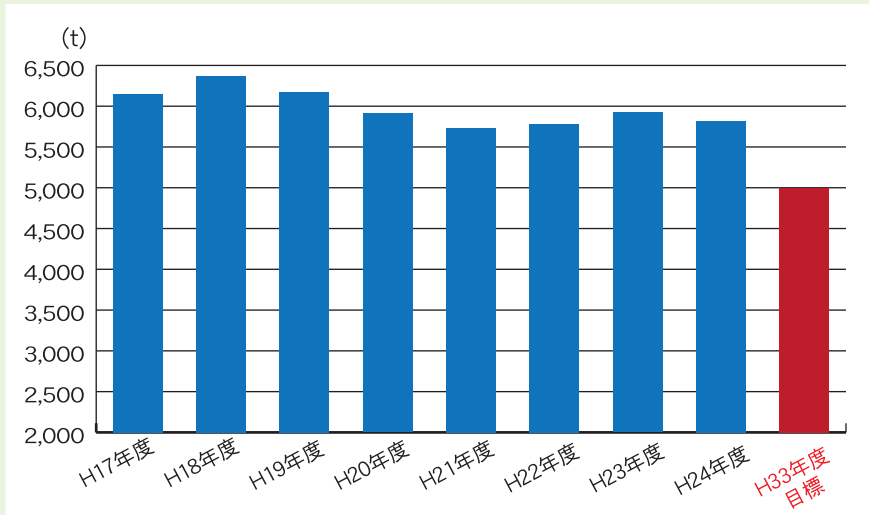
違反者には、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその両方。（第二十五条）
法人が違反した場合は、その法人に対し3億円以下の罰金。（第三十二条）
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」より

長岡京市のごみの現状

一般廃棄物のうち、約75%を家庭系一般廃棄物、約25%を事業系一般廃棄物が占めており、平成33年度までに、平成17年度実績より約20%の排出量削減をめざしています。

事業系一般廃棄物の目標は、約5,000 t/年となります。平成19年度から21年度までは順調に減っていましたが、平成22年度以降は横ばいの状況が続いています。

事業系一般廃棄物の推移



一般廃棄物処理基本計画では平成33年までに約5,000 t/年を目指しています。



勝竜寺埋立地の現状



今のままのごみの排出量が続くと、2033年頃には勝竜寺埋立地が一杯になる見込みで、新たな埋立地を区域内に確保することが必要になってきます。

どんなものが捨てられているの

一般廃棄物の組成分析を実施しており、事業所からどのような物が捨てられているかを調べています。

オフィス系では約88%、飲食店では約81%がリサイクル可能な物でした。



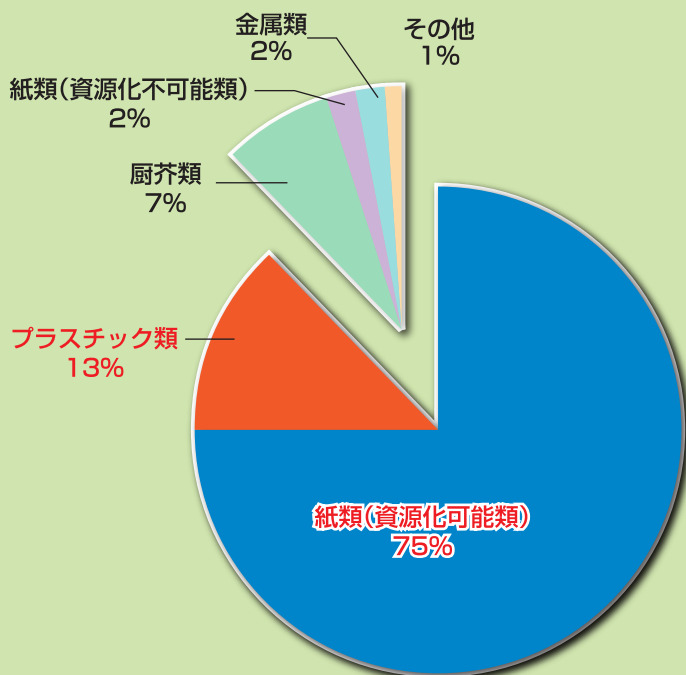
(組成分析の様子)

事業系一般廃棄物の排出傾向

平成23年度に市内の事業所から排出された一般廃棄物を抽出し、組成分析を行いました。その結果、多くのリサイクルできる資源がごみとして捨てられていることが分かりました。赤字がリサイクル可能なものです。リサイクル、ごみの減量を心がけましょう。

① オフィス系

紙類が圧倒的に多く、全体の約88%がリサイクル可能なものです。

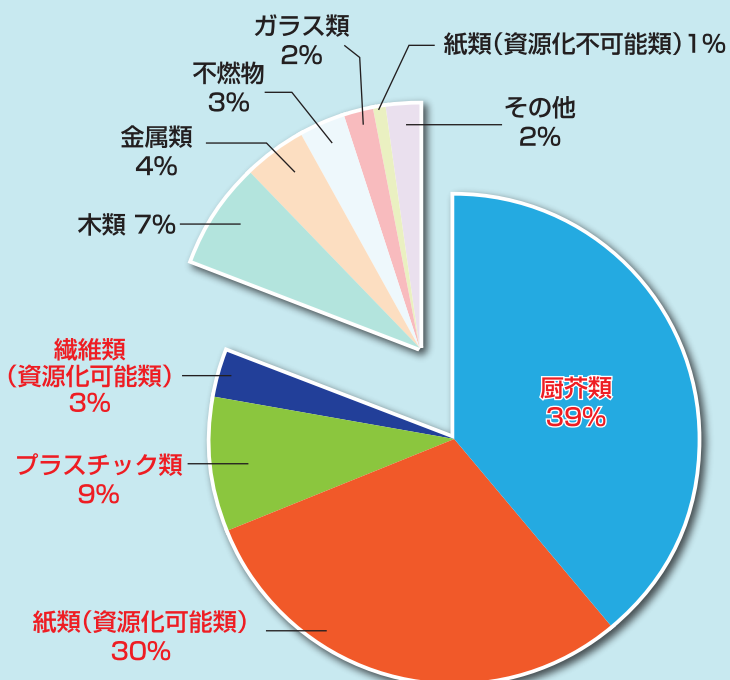


紙類やプラスチックをリサイクルするとごみの量はかなり減らせます。



② 飲食店

厨芥類(食物残さ)が多く、全体の約81%がリサイクル可能なものです。



厨芥類やプラスチックは飼料や固形燃料にリサイクルできます。



ごみ減量のメリット

「ごみ」ではなく、「資源」として活用しましょう。

3R(スリーアール)とは、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードです。

- ① Reduce(リデュース) ……廃棄物の発生抑制
- ② Reuse(リユース) ……再使用
- ③ Recycle(リサイクル) ……再生利用



ごみ減量3R(スリーアール)のメリット

① 経費の削減

- ・ 従業員のコスト意識の向上
- ・ 容器・包装の削減
- ・ OA用紙・備品購入の減少
- ・ ロスの削減

② 環境の保全

- ・ 資源の有効活用
- ・ 省エネ
- ・ 埋立地の延命化



③ 事業所のイメージアップ

- ・ 環境問題への関心が高まり、環境に配慮した事業活動は企業のイメージアップにつながっています。

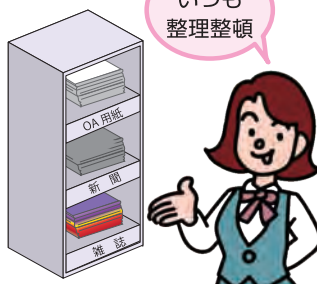
■ 取り組み事例

様々な事業所で実際に行われている取り組みの事例を紹介します。

紙ごみ



- ・ 印刷、コピーが本当に必要か確認する。
- ・ 両面コピー、裏紙を利用する。



- ・ 古紙としてリサイクルに出す。
- ・ 古紙の量が少ない場合は、近隣の事業所等と共同で回収を依頼する。

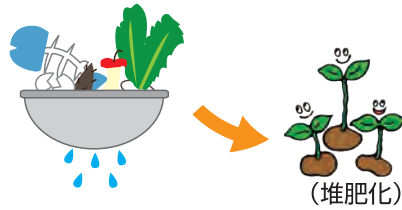
機密書類を可燃ごみで捨てていませんか？機密書類をリサイクルできる業者もあります。



生ごみ



- ・食材を使い切ることが出来るメニューの開発、仕入れ管理をする。
- ・売れ残りが出ないように販売管理を行う。



- ・生ごみ処理機を導入する。
- ・食品リサイクルができる処分許可業者に処分を依頼する。

剪定した枝・葉を堆肥化している事業所もあります。まずは、できることから始めましょう。



その他



- ・製造 / 販売ロスの管理



- ・通い箱、詰め替え商品を使用する。



- ・使い捨て商品の使用を控える。



- ・簡易包装、包装資材の軽量化を図る。

Q & A

Q 事業所には何が含まれますか？

A 事務所、店舗、飲食店、工場のほか、公共サービスを行っている病院、学校、社会福祉施設なども含まれます。

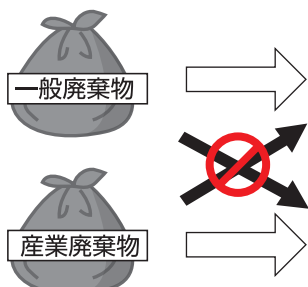
Q 事業所から出たごみは、家庭のごみ集積場に出してもいいですか？

A 出すことはできません。自ら処理施設へ搬入するか、廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。産業廃棄物収集運搬許可業者については乙訓保健所（☎933-1151）に、一般廃棄物収集運搬許可業者については長岡京市環境業務課（☎955-9689）に、問い合わせください。不適切に排出する行為は不法投棄に該当します。



Q 事業所から出たごみはすべて産業廃棄物ですか？

A 産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。それぞれで処理の方法が異なります。廃棄物の分類については2、3ページをご覧ください。



一般廃棄物収集運搬許可業者
または
自社において持ち込み

産業廃棄物収集運搬許可業者
または
自社において持ち込み

大規模事業所の皆様へ

事業用大規模建築物の所有者は、市の条例・規則により、次の2つの書類の提出が義務付けられています。

- 1 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出（条例第12条第1項）
- 2 廃棄物管理責任者の選任と届出（条例第13条）

* 書類は長岡京市のホームページよりダウンロードできます。



ホームページアドレス <http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/>

大規模建築物とは、

以下のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 延床面積3,000平方メートル以上の事業用大規模建築物
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校の用途に供する建築物で延床面積が、8,000平方メートル以上の建築物
- (3) 店舗面積が1,000平方メートルを超える小売店舗（大規模小売店立地法第2条2項に規定する大規模小売店舗）

詳しくは長岡京市 環境業務課 循環型社会推進担当（☎955-9548）までお問い合わせください。

ごみに関する相談、お問い合わせ先

一般廃棄物に関すること

長岡京市役所
環境業務課
☎955-9689

産業廃棄物に関すること

京都府
乙訓保健所
☎933-1151